鹿 農 第 144 号 令 和 6 年 4 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿屋市長 中西 茂

市町村名	鹿屋市			
(市町村コード)	(462039)			
地域名	高隈			
(地域内農業集落名)	(瀬戸野、井手、上古園、重田、上浦石原、下浦石原、上麓、下麓、久保田、上別府、川原田、柚木原、谷田、 仮屋、徳留、上大堀、下大堀、上黒坂、下黒坂、山ヶ野)			
協議の結果を取りまとめた年月日		令和5年11月15日、令和5年12月21日、令和6年3月14日		
		3回		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は旧高隈村地域で、垂水市と旧輝北町との境の山間部・水田地帯と笠野原台地地区の一部を範囲と している。

①山間部・水田地帯(瀬戸野、井手、上古園、重田、上浦石原の一部、下浦石原の一部、上別府、川原田) 14人全ての農業者が50歳代以上であり、農業従事者の平均年齢も71.1歳と非常に高い。主な作物は自家 消費用の水稲で、地域内の2つの中山間協定集落を中心に作付けしているが、集落員の高齢化や後継者不 足、獣害被害等により、活動力の低下が見込まれ、耕作放棄地の発生・増加が懸念される。また、特に山間 部は新規の農業参入も見込めない地域であり、今後の農地利用、保全管理等の課題を有している。

【地域の基礎データ】

農業従事者の平均年齢:77.1歳

農業者:14人(うち50歳代以下0人)、経営体数:7(うち法人経営体0)

中山間地域等直接支払交付金協定集落:4集落

主な作物:水稲、飼料作物

②台地地区(上浦石原の一部、下浦石原の一部、残りの集落)

50歳代以下の若手農家もいるが、農業従事者の平均年齢64.8歳と依然として高い。比較的平坦地で耕作条件は良いものの、担い手不足や農業者の高齢化により遊休・荒廃農地が見られる。畜産飼料畑や茶園が多く、隣接するほ場では収穫時期での農薬の飛散に注意する必要がある。地域内には6次産業に取り組む事業者や農作業受託を行う事業者がいるため、加工用農産物の導入や作業委託等による農地の有効活用などが求められる。

【地域の基礎データ】

農業従事者の平均年齢:64.8歳

農業者:78人(うち50歳代以下15人)、経営体数:40(うち法人経営体数:1)

主な作物:飼料作物、さつまいも、ごぼう、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

①山間部・水田地帯においては、引き続き中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、中山間協定集落員を中心に水稲栽培を行い、高齢により離農する者の農地については協定員でカバーしあいながら管理していく。体験農園(水田)の活動などを行う協議会と連携を図りながら、移住者向けの農地としても検討していく。耕作ができない農地については、有害鳥獣の緩衝帯の設置など、荒廃農地の発生を抑制していく。

②台地地区においては、畜産農家や規模拡大意向のある耕種農家による集積・集約化を図り、飼料作物やさつまいも・ごぼうの生産拡大、茶産地の維持を推進する。また加工用農産物への転換や農作業委託等を推進することで、農地の有効活用、地域所得の向上を目指す。

2	典業	トの利	用が行	わわる	集田寺	生の	ᅜᄫ
_	三丰	コーレノ 不川	H // 11 T	んりんじつ	ᄛᅖᇄ	·=(/)	ᅜ

(1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	444.5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農 地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業の将来の任り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項							
(1)農用地の集積、集約化の方針							
・山間部においては、現状の集積を維持しつつ、比較的余力のある農業者や地域外からの農業者への集積・集							
	約を進める。						
・台地地区においては、新規就農者や規模拡大意向のある農業者への集積・集約化を図る。							
(2)農地中間管理機構の活用方針							
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の	賃貸借を進めていく。						
(3)基盤整備事業への取組方針							
・地域の合意のもとに基盤整備が必要な場合は、農地	中間管理機構関連農地	整備事業等を活	5用した整備を検討				
する。							
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針							
市全体の方針として、市農業公社の研修機能の強化	など新規就農者の研修受	入体制を強化し	、本市における農				
	業の中核的な担い手となる新規就農者や後継者の育成を推進する。また、新規就農者としてのU・I・Jターン者等						
を積極的に募集するとともに、集落営農組織や農福連携など多様な事業体の参画を推進する。							
 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針							
では、							
及下来文品組織の自然と四大の代表と思うした文文品と記述する。							
L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)							
		1					
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	☑③スマート農業	□ 4輸出	□□⑤果樹等				
□ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等	□ ⑧農業用施設	□ 9その他					
		•					

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関等との連携による捕獲活動の強化や忌避作物の栽培普及による鳥獣被害の防止を推進する。
- ③関係機関・団体との連携によりスマート農業機械・設備の導入を支援し、先端技術を活用した稼ぐ生産環境の 整備を推進する。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用した地域の共同活動及び集落営農活動を支援する。